

地域のごみ出しに関する実態調査結果

- 調査期間 2024年（令和6年）6月15日から7月15日
- 調査対象 連合会に加入する自治会（町内会）
1,012団体
- 回答方法 ① 郵送による回答
② WEB（電子申請システム）による回答

- 【資料】
- (1) 地域のごみ出しに関する実態調査結果（11項）
 - (2) 他都市の状況（11項）
 - (3) ごみ集積所管理における全国的な状況（7項）

2024年（令和6年）8月19日

福山市 環境部 廃棄物対策課
まちづくり推進部 まちづくり推進課

◎ 調査目的

近年、地域住民のライフスタイルの変化や生活の多様化により、地域コミュニティの維持も徐々に困難となりつつある。また、このことが引き金となり、ごみステーションの維持管理や利用など公衆衛生に係る問題も顕在化し、管理者や利用者からも多くの相談が寄せられている。

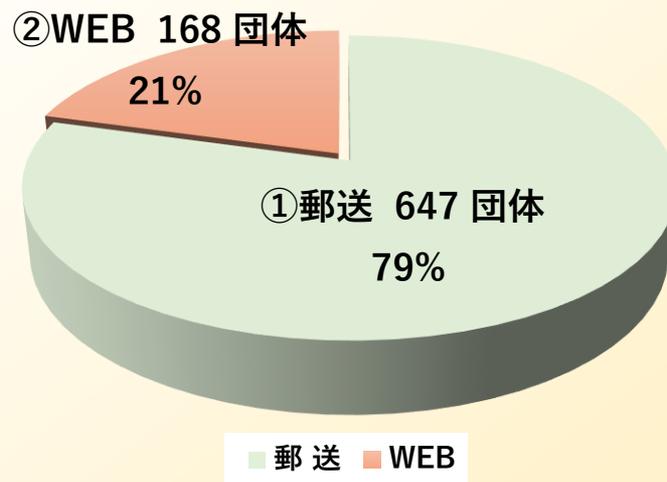
しかし、地域住民、自治会（町内会）、行政それぞれの立場の考えだけでは解決には至らないなど問題が複雑化している。

こうした状況について、まずは、市内全体のごみ出しの現状を把握していくことで、今後の地域コミュニティ及び生活環境の保全に向けた方向性を検討するための課題を提起する。

1 回答数及び回答率

【回答団体】 815団体中

参考	回答	①郵送	②WEB
1,012団体	815団体	647団体	168団体
100.0%	80.5%	79.4%	20.6%



❖ 期間中にアンケートを回収出来た団体は、対象団体1,012団体中815団体であった。

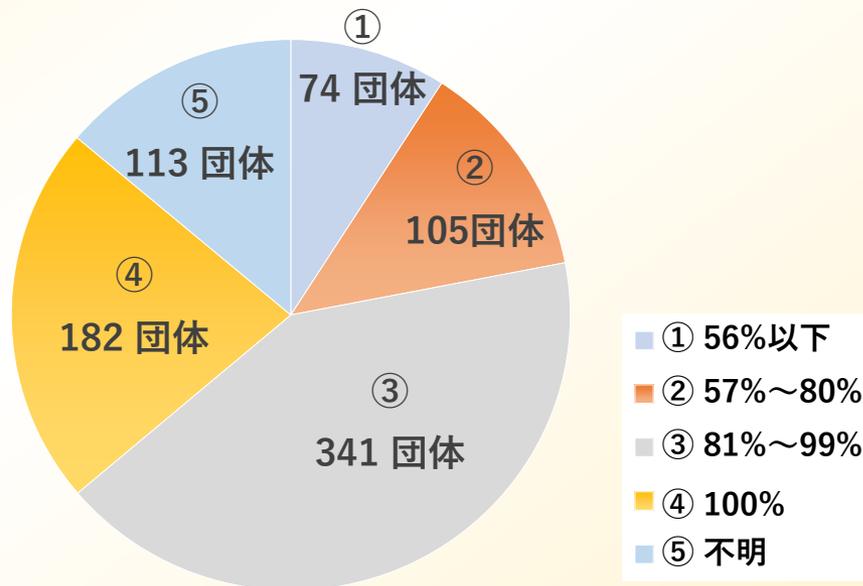
❖ そのうち、電子申請による回答は168団体であった。

2 【参考】自治会（町内会）加入状況

回答団体の加入状況は以下のとおりであった。

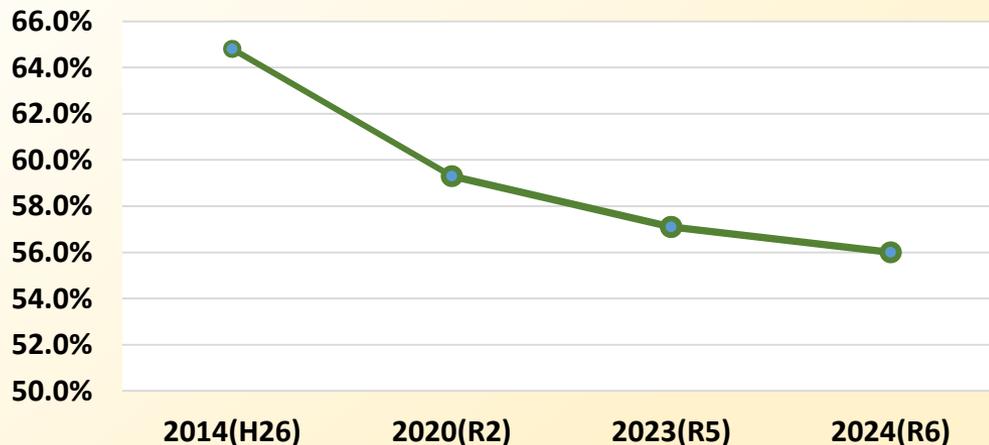
※ アンケートによる確認出来得る範囲での回答状況のため、本市調べによる自治会（町内会）加入率とは相違する。

分類（加入率）	自治会数	割合
① 56%以下	74団体	9.1%
② 57%～80%	105団体	12.9%
③ 81%～99%	341団体	41.8%
④ 100%	182団体	22.3%
⑤ 不明	113団体	13.9%
合 計	815団体	100.0%



★ 市内自治会（町内会）加入率推移

2014(H26)	2020(R2)	2023(R5)	2024(R6)
64.8%	59.3%	57.1%	56.0%



3 ごみステーション利用に当たっての要件等

回答のうち、約4割強の自治会（町内会）は会員以外の地域住民はごみステーションの利用が出来ない状況で、約5割強の自治会では、無条件若しくは一定の条件を満たした場合で会員以外の地域住民のごみステーション利用を認めている状況となっている。
 利用条件で最も多かったのは「ごみステーションの清掃」であった。

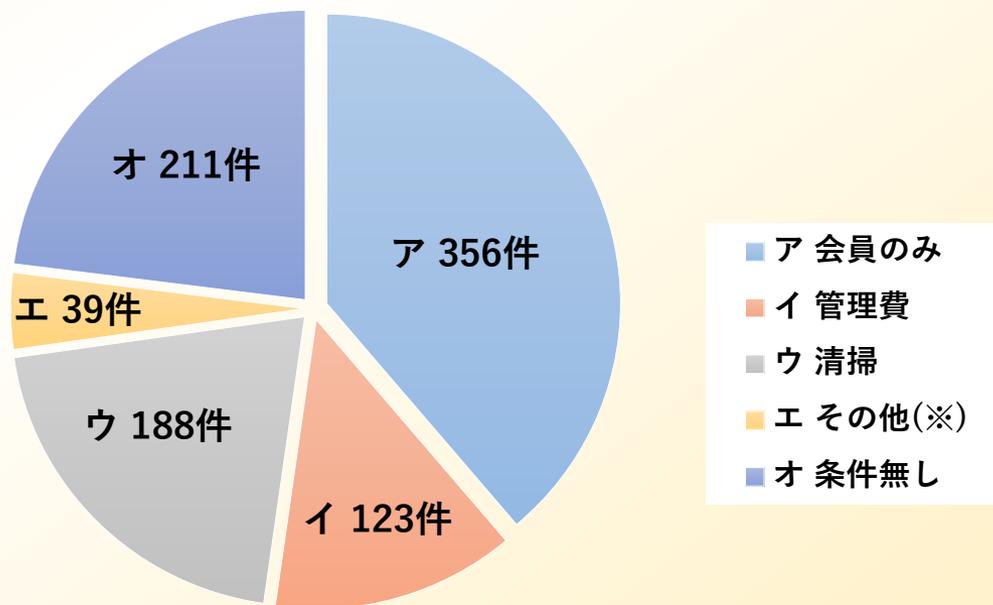
【未加入者のごみステーション利用】

※ 回答815団体中

利用不可 356団体 (44%)
 利用可 459団体 (56%)

分類（条件等）	回答数	割合
ア 会員のみ	356件	38.8%
イ 管理費	123件	13.4%
ウ 清掃	188件	20.5%
エ その他(※)	39件	4.3%
オ 条件無し	211件	23.0%
合 計	※917件	100.0%

※ 重複回答あり



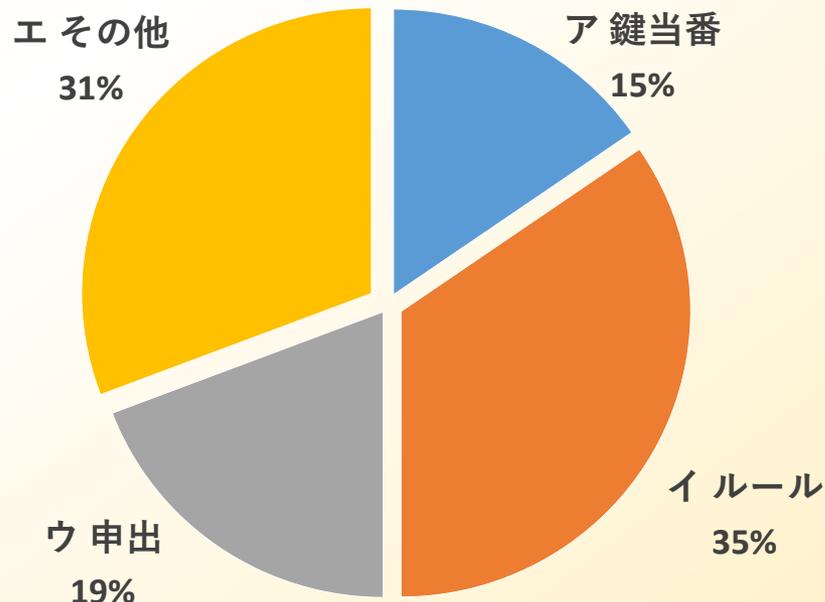
3 ごみステーション利用に当たっての要件等

回答のうち、約4割強の自治会（町内会）は会員以外の地域住民はごみステーションの利用が出来ない状況で、約5割強の自治会では、無条件若しくは一定の条件を満たした場合で会員以外の地域住民のごみステーション利用を認めている状況となっている。

利用条件で最も多かったのは「ごみステーションの清掃」であった。

【参考1】その他（※）の条件

分類（内容）	回答数	割合
ア 鍵当番を担う	4件	15.4%
イ ルールの徹底	9件	34.6%
ウ 申出により許可	5件	19.2%
エ その他	8件	30.8%
合 計	26件	100.0%



エ その他の条件

- ❖ ごみステーション設置費用（鍵代）の負担（3件）
- ❖ 年2回実施の一斉清掃への参加
- ❖ 高齢により町内活動へ参加が難しい世帯

地域のごみ出しに関する実態調査結果

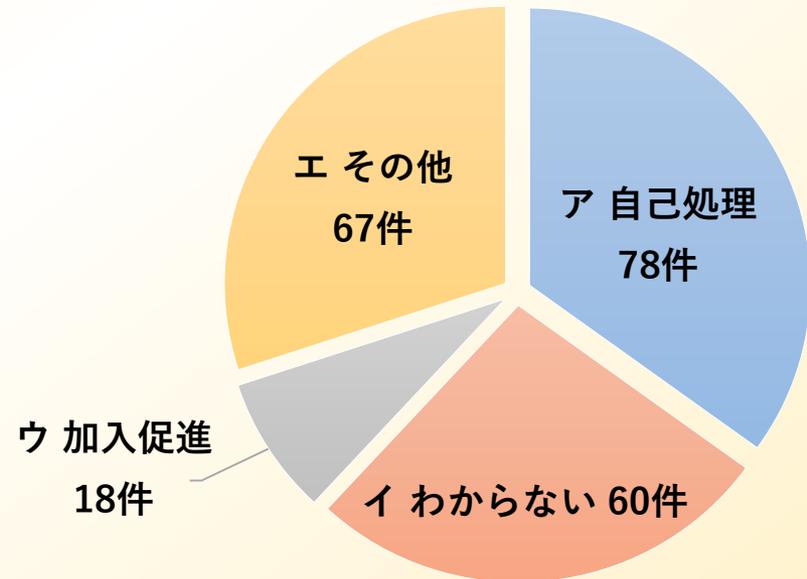
3 ごみステーション利用に当たっての要件等

回答のうち、約4割強の自治会（町内会）は会員以外の地域住民はごみステーションの利用が出来ない状況で、約5割強の自治会では、無条件若しくは一定の条件を満たした場合で会員以外の地域住民のごみステーション利用を認めている状況となっている。

利用条件で最も多かったのは「ごみステーションの清掃」であった。

【参考2】 未加入者等ごみが出せない地域住民への対応

分類（自治会の対応）	回答数	割合
ア 自己処理を促す	78件	35.0%
イ わからない	60件	26.9%
ウ 町内会加入促進	18件	8.1%
エ その他	67件	30.0%
合 計	223件	100.0%



エ その他の意見

- ❖ 特に関与しない（未加入者がごみステーションを利用しても）
- ❖ ごみ出しの権利を主張し管理者の静止を聞かない
- ❖ 全員加入者のためわからない（今後問題となる可能性）

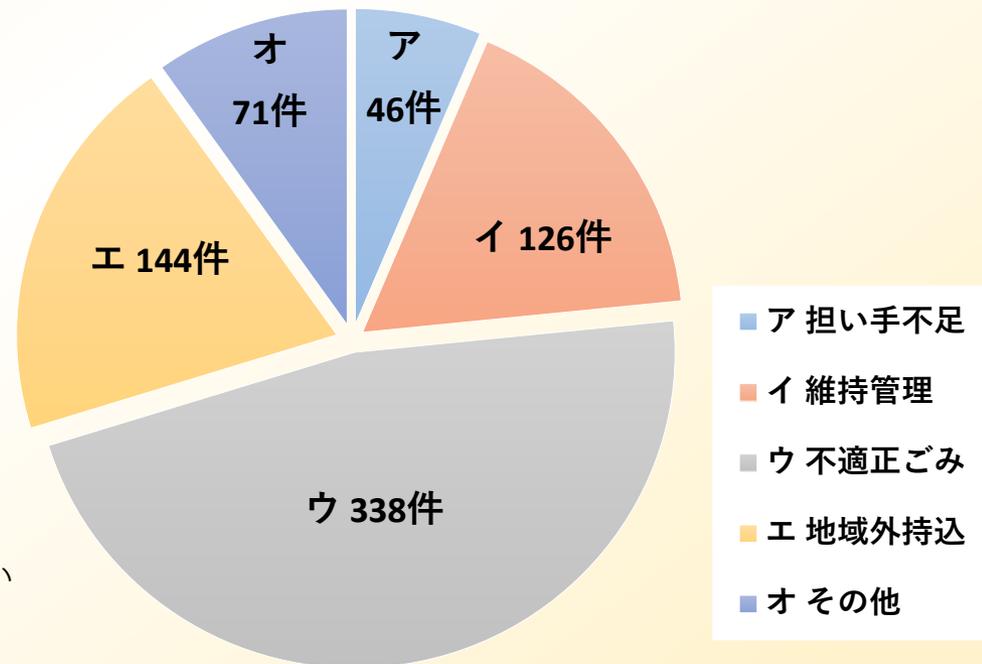
地域のごみ出しに関する実態調査結果

4 ごみステーション管理に当たっての問題点

回答のうち、最も多かった問題は、収集できないごみが出される、テレビなどのリサイクル対象家電が出される、収集日が違うなどの「不適正ごみ」に関するものであり、続いて地域住民以外の者のごみステーション利用に関するものであった。

また、ごみステーションの老朽化や動物被害など維持管理の問題や、維持管理に係る費用・担い手不足の問題も掲げられた。

分類	回答数	割合
ア 担い手不足	46件	6.3%
イ 維持管理	126件	17.4%
ウ 不適正ごみ	338件	46.6%
エ 地域外持込	144件	19.9%
オ その他	71件	9.8%
合 計	725件	100.0%



オ その他

- ❖ 近隣住民が反対し、新規設置・移設ができない
- ❖ 高齢化が進みごみ出しができない人がいる
- ❖ 脱会者・未加入者の説得に苦慮している
- ❖ 未加入者を含む地域住民の協力が得られない
- ❖ ルール啓発やマニュアルが必要

4 ごみステーション管理に当たっての問題点

【具体的意見】

- ❖ 時々、町内会以外（通行中の車）の者による不燃物（市が回収できないような物 例：消火器）の不法投棄がある。
- ❖ 指定物以外の物が出される。チェックしようがない。
- ❖ ごみの収集予定日以外の日にまとめて指定物以外のごみを出されることがある。（蛍光灯など）
- ❖ 捨ててはいけない物が出る。（テレビ・電池等）
- ❖ 町内会以外の者がステーションの前にごみを置く。
- ❖ 通勤途上に他地区の方が捨てていくが特定できない。・リサイクル家電を出された場合、後の処分に苦慮している。・朝の渋滞で横断に困っている。（横断者を見ても止まる車は10台に1台程度）
 - ・収集後に出す人がおり、収集残がでる。
- ❖ 地区外の方が、人目につかない時に出していると推察。
不燃ごみ、資源ごみの分別をしないまま出している。
レジ袋で週に一回のペースで洗ってないプラごみが混ざっている。
- ❖ ごみ集積場の清掃順番表を利用者に回すが、どこで止まっているのか分からず、清掃が止まっている。
- ❖ 他地域の方がステーションを利用しているが注意できない。（家電・古タイヤ等）
- ❖ ごみステーションの老朽化により、改修時の費用負担を心配している。
- ❖ 一部のマンションで、ごみステーションが不備のため、個人が不規則な時間に勝手にごみを出すことが多くカラスがごみをまき散らして近所の方が迷惑されている。
- ❖ 以前はごみが残っていた（違う日に出した、分別していない）が、繰り返し写真付きの回覧をしたり、ごみステーションに貼り出したりしたので、今はあまり残らない。又担当の組長と掃除当番で残ったごみは、一旦持って帰ってもらっている。時々会長にTELがあり、対応している。
- ❖ ステーション内に野良猫が入りごみを散らかす
- ❖ 未加入者もごみステーションの当番制で掃除をお願いしている。
たまに収集日でないものを出して、知らん顔する人がいる。
特定の人だと思うが、当番の人が困っている。

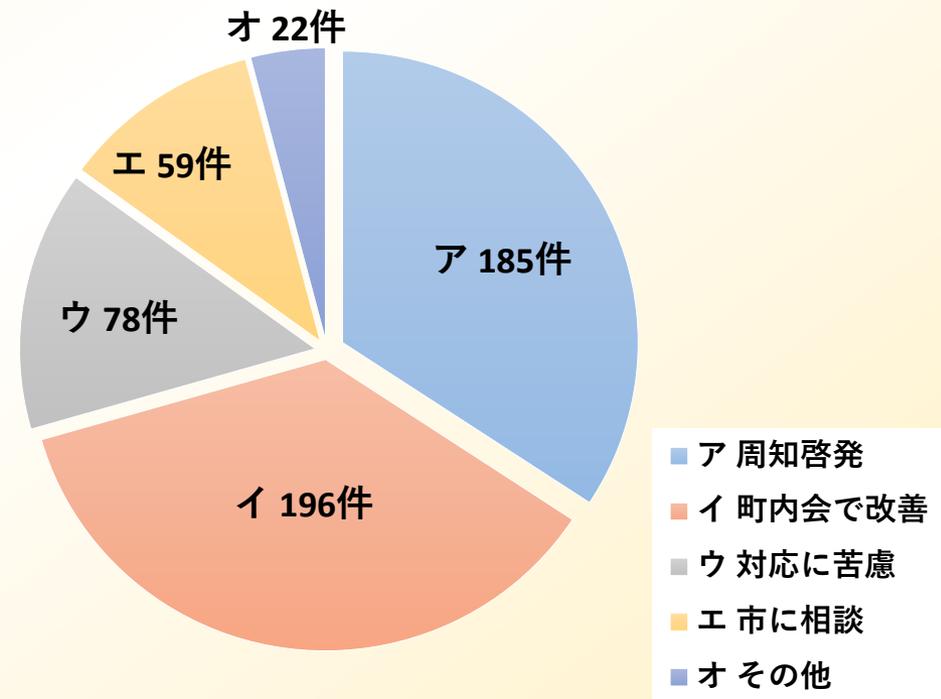
地域のごみ出しに関する実態調査結果

5 問題点に対する具体的改善案

問題に対し、周知啓発や独自で改善など、7割以上が自治会（町内会）自らが改善に向け取り組まれている。しかし、回答の約25%は地域だけでは対応に苦慮するものや、市に相談しながら改善に向け取り組んだといった内容の回答であった。

以上のことから、近年、地域だけでは解決しえない問題が顕在化していることが伺える。

分類（改善案）	回答数	割合
ア 周知啓発	185件	34.3%
イ 町内会で改善	196件	36.3%
ウ 対応に苦慮	78件	14.4%
エ 市に相談	59件	10.9%
オ その他	22件	4.1%
合 計	540件	100.0%



オ その他

- ❖ 不法投棄については警察に相談している
- ❖ ごみステーションは別の管理者が行っている
- ❖ 収集されないごみは利用者で分別処理している
- ❖ 基本的にステーションの管理は利用者に任せており町内会は出来るだけ関与しない

5 問題点に対する具体的改善案

【具体的回答】

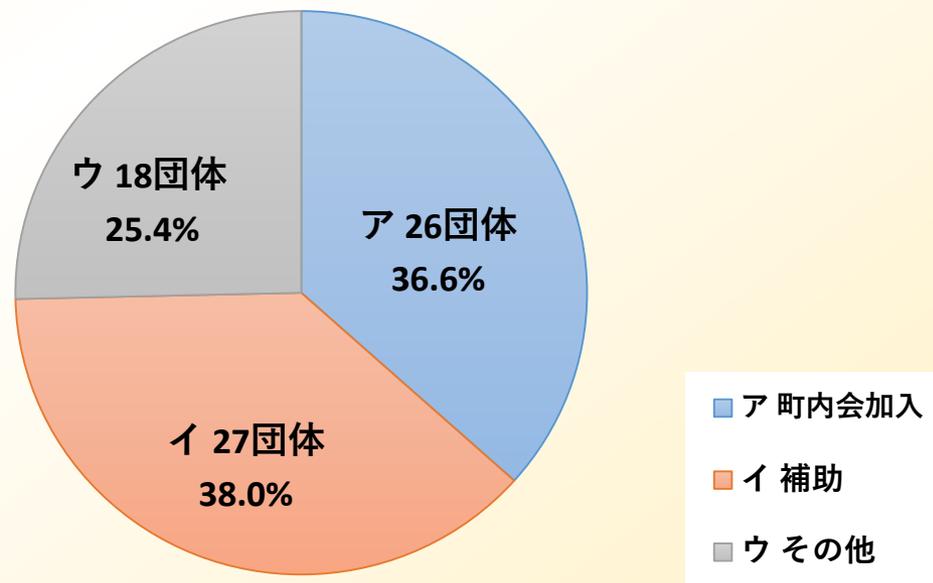
- ❖ 分別していないごみに関しては当番の方が処理をしている場合もあり、市に依頼する事もあるが当番や役員が最終処理するようにしている。
 - ❖ 鉄製の枠のごみ箱を自治会の補助で少しずつ増やしていこうと思っている。そして自治会未加入のお宅にごみ箱の使用状況を聞き、自治会に入って貰える様に話をしていきたい。
 - ❖ 誰が捨てたかわからないので、役員が気付いた時に分別している。
 - ❖ あまりにひどい場合、写真付きで回覧で周知。
 - ❖ 福祉会等と連携して「ご近所はお互い様」を呼びかけている。
 - ❖ ごみステーションに「自治会が設置して、維持管理している」と表示。
 - ❖ 粗大ごみの対応について、収集場所へ常駐し、対象外のごみが持ち込まれないよう対策をしている。
 - ❖ 町内会長がごみ出しの前日の夕方から夜にかけごみ置き場を見張り、マナー違反者に直接協力依頼を行っている。現場を押さえるので効果はある。
 - ❖ ごみステーションの修繕費等は町内会費より負担している。今後は、修繕費等が発生した場合は、未加入者へも応分の負担を請求する予定。清掃についても依頼していきたいと思う。
 - ❖ ごみ収集日が休日の時は、ステーションに鍵をかけている。
 - ❖ 管理費でカメラ購入。不法投棄者を特定できた。
 - ❖ 世帯の番号を決め、ごみを入れる袋にその番号を書いてもらう。
 - ❖ 市民が生活していく上で、ごみ収集は市から提供される重要なサービス。
それは等しくすべての市民が享受すべきもの。自治会に入っているかの有無は関係ない。
私は自治会長として、ごみ収集・ごみステーションの利用については、地域住民の方々に次のようお願いしている。
1. ごみステーションの利用は、自治会員、非自治会員の区別無く、地域住民で話し合い、互いに助け合って維持管理してください。
清掃当番や管理経費等の負担についても話し合っ規則を決めてください。
 2. 自治会に入らないという理由で、排除や差別をしないでください。
人権に関わることでもあります。

6 【参考】市への要望

自由記述欄中、市に対する相談事項や要望事項も掲げられたため内容を取りまとめ分析した。内容の大半は、「自治会（町内会）加入に関すること」及び「補助に関すること」であった。全体の回答からの要望は僅かではあるが、今後、持続的な地域による取組が困難となった場合、地域の生活環境保全に係る問題が更に浮上し、市への要望事項・件数も増加していくことが予想される。

【回答団体】 815団体中

分類)	自治会数	割合
ア 町内会加入	26団体	36.6%
イ 補助	27団体	38.0%
ウ その他	18団体	25.4%
合 計	71団体	100.0%



ウ その他（主に啓発に関すること）

- ❖ 燃やせる粗大ごみの分別啓発に関すること
- ❖ 廃家電（テレビ等）のリサイクルに関すること
- ❖ 不法投棄に関すること
- ❖ 利用者（未加入者）への対応に関すること
- ❖ 収集方法に関すること

6 【参考】市への要望

【具体的回答】

- ❖ 監視人をボランティアで行っている。
※監視カメラをつけようと思っているが、市からの補助金はないのか？
- ❖ ごみステーションのパーツが壊れるので、費用を補助してほしい。
- ❖ 現状ごみステーションは地域住民全員が使用している公共の設備でありながら、清掃、補修、塗装等維持管理は自治会が実施している。そうした補修費用等について、市の補助金を検討願いたい。
- ❖ 一時期は町内会所有とする事も話し合ったが、話はまとまらず、現状のまま。市条例を作してほしい。マナーを守らない人に対して罰金制度。
- ❖ 何事も定例会で問題になっている。解決策があれば市の統一見解を望む。
- ❖ ルールにあてはまらなくても、市の対応でカバーしてほしい。
- ❖ 未加入30世帯に対して、家庭ごみ収集日程表をもれなく配布するとともにごみステーションの管理者である自治会と連携し、ルールをしっかりと守る市の仕組みづくりが必要と考える。
- ❖ ごみステーションの利用が自治会（町内会）加入者以外でもできるようになれば自治会脱会者が爆発的に増える。私も会長を辞めたら考えると思う。
- ❖ 市の方で監視カメラでもつけてほしい。各種看板を取りつけているが、効果がない。
- ❖ 未加入者の戸別収集には反対、自治会コミュニティの崩壊に繋がる。
- ❖ 住民登録の時、組へ入らない者は受付するな！
- ❖ 張り紙、町内会の会員へのアナウンスと意識を持ってもらうようにしかない。ごみステーションは町内会が管理している場所は会員しか基本利用できないことを福山市からもアナウンスしてほしい。ご存じない方が多すぎる。税金を払っているので当然のことと理解されている方が大半。
回収してもらう権利と町内会が管理しているごみステーションはセットではないことを理解してもらいたい。大変苦勞している。
- ❖ 未加入者宅に年数回訪問しているが不在が多く苦慮している。未加入者が清掃もせずごみ出しをすることは不法投棄に近い。市からこの旨に関する内容を通達して欲しい。

地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

- 1 この問題については、都市圏に係る地域コミュニティ問題にも精通する部分があると推察し、調査対象を政令市（指定都市を含む）のうち、中四国に所在する自治体とした。また、県内市においては、昨年度、広島県都市清掃会議にて同様の議論を行った経過もあるため、その後の状況を再度確認した。
- その他、姉妹都市である岡崎市、訴訟問題まで発展している神戸市の近隣都市、同様の問題で電話照会があった岐阜市についても調査対象とした。

1 調査対象都市

分類	数	該当市
中四国中核市	8市	倉敷市、呉市、下関市、鳥取市、松江市、高知市、高松市、松山市
兵庫県域中核市	4市	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市
県内市	11市	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市
政令指定都市	2市	広島市、岡山市
姉妹都市	1市	岡崎市
その他	1市	岐阜市
計	27市	

地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

2 調査対象都市の大多数がごみステーション方式を採用している。

尼崎市は、市域（50.71km²）に対し世帯数（226,702世帯）が多い、いわゆるベッドタウンとしての都市機能を有しており、戸別収集を採用している。

広島市については、ごみステーション方式（約40,000箇所）と戸別収集（段原地区ほか約31,000世帯）を併用しているが、自治体の考えとしては、補助金を出してでもごみステーション方式に変更していきたいとのことであった。（2023広島県都市清掃会議議事より）

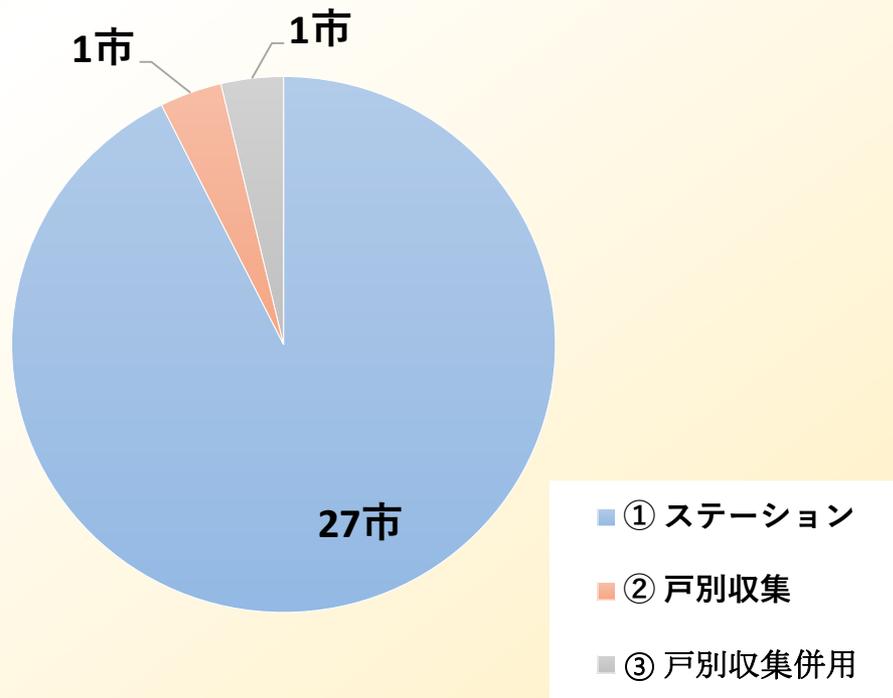
2 計画収集方式

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
① ステーション	25市	92.6%
② 戸別収集	1市	3.7%
③ 戸別収集併用	1市	3.7%
計	27市	100.0%

尼崎市

広島市



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

3 自治体の情報からごみステーションの平均利用者数を割り出している。

10世帯未満でのごみステーション利用がある自治体は江田島市のみで、大多数は、概ね15世帯から25世帯でのごみステーション利用となっていた。

なお、本市と同様平均30世帯以上の利用となった自治体は、岡山市、倉敷市、明石市、呉市、東広島市、尾道市であり、極度の人口密集域と島しょ部、中山間部など世帯が閑散とする地域の両極を有している自治体は、ごみステーション1基当たりの利用者数が多いと推察される。

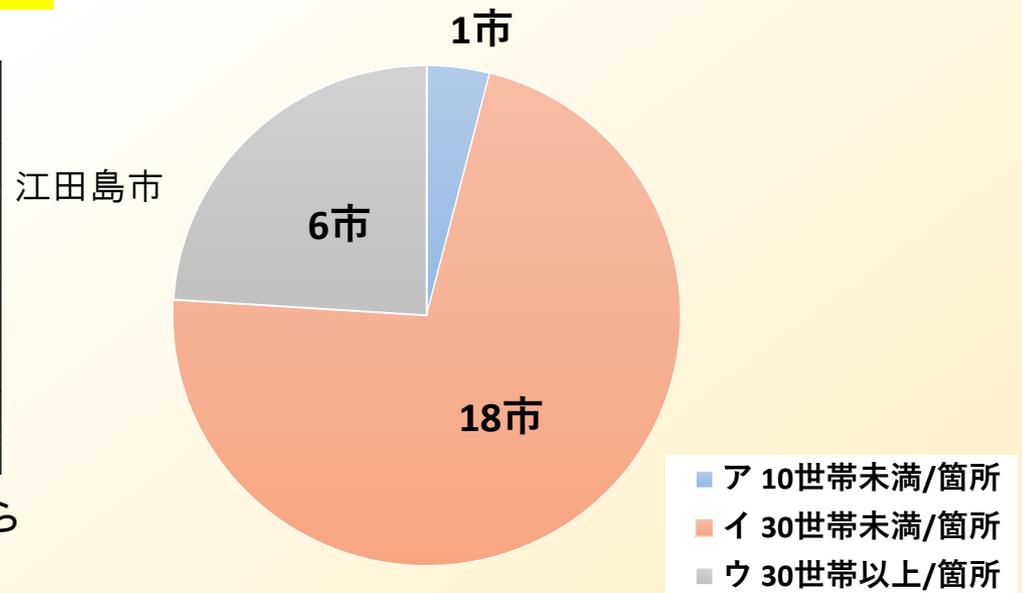
3 ごみステーション平均利用者数

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

※ 戸別収集自治体（尼崎市）及び広域処理（安芸高田市）を除く。

分類	数	割合
ア 10世帯未満/箇所	1市	4.0%
イ 30世帯未満/箇所	18市	72.0%
ウ 30世帯以上/箇所	6市	24.0%
計	25市	100.0%

※ 2024年3月末若しくは4月初日現在の世帯数から回答のあったごみステーション数を按分したもの。



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

4 ごみステーションの管理者は大多数が町内会（長）であった。

稀にはあるが、集合住宅であっても町内会管理とする自治体もあった。（江田島市）

本市同様、一定の要件を満たせば任意団体（利用者）でもごみステーション設置を認めている自治体は下関市、鳥取市、松江市、府中市、廿日市市であった。

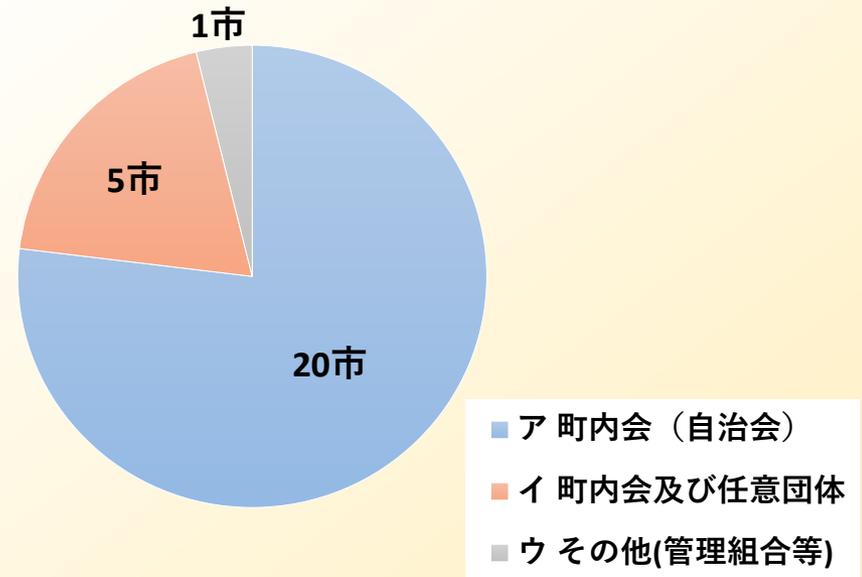
傾向として、「ごみステーションの設置手続きは町内会や一部集合住宅の管理者が行うもの」とした考えを持っている自治体が殆どであることが伺える。

4 ごみステーションの管理者

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
ア 町内会（自治会）	20市	76.9%
イ 町内会及び任意団体	5市	19.2%
ウ その他(管理組合等)	1市	3.8%
計	26市	100.0%

※戸別収集自治体（尼崎市）を除く。



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

5 本市同様、町内会未加入者を拒否する動きは、どの自治体においても発生若しくは一部で顕在化していることがわかった。

今回の調査結果を見ても、全国の都市部においては同様の問題が生じつつあることが伺える。

問題がないとした江田島市の傾向としては、「特別な理由がない限りは町内会に入ることが当たり前」とした考えが市民にも浸透しているからではないかとのことであった。

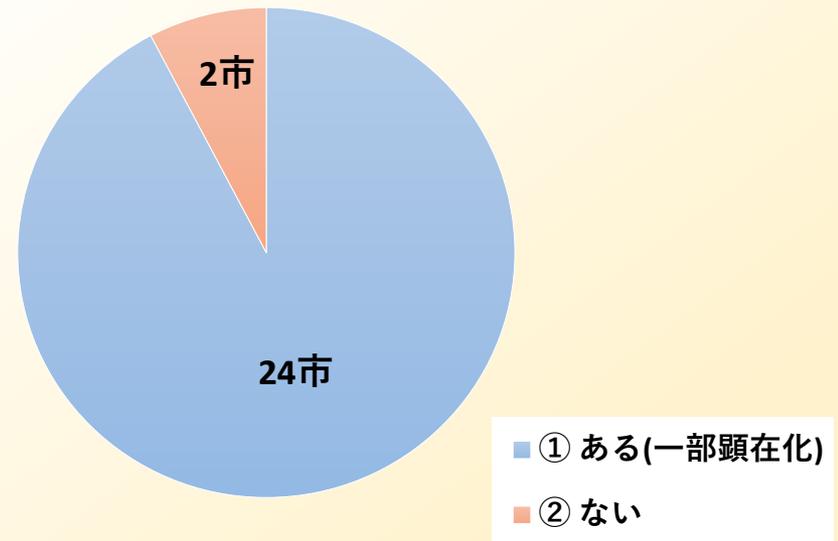
5 自治会（町内会）未加入者へのごみステーション利用拒否

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
① ある(一部顕在化)	24市	92.3%
② ない	2市	7.7%
計	26市	100.0%

姫路市
江田島市

※戸別収集自治体（尼崎市）を除く。



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

6 今回の調査結果からも、本件は未加入者側にとって切実な問題であることがわかる。

回答の中には毎日相談を受けている（高松市）とした自治体もあり、自治体としても適切な対応を考えていかなければならない時期にあることが伺える。

しかし、本市を含む殆どの自治体の対応は住民間の解決を促しており、この問題に対して行政としては消極的な立場を維持していることがわかった。

なお、広島市においては、問題を把握しつつも区単位での集約がされていないことから今回については「不明」と回答している。

6 未加入者からの相談

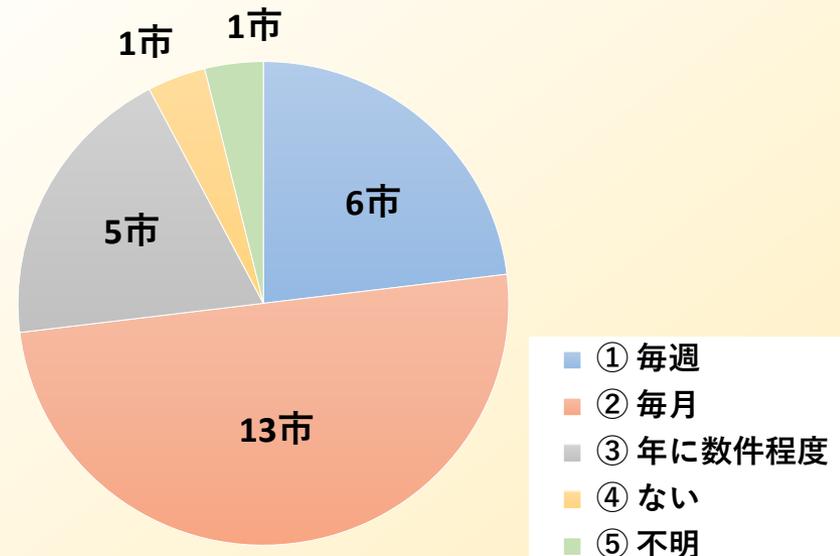
※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

※ 戸別収集自治体（尼崎市）を除く。

分類	数	割合
① 毎週	6市	23.1%
② 毎月	13市	50.0%
③ 年に数件程度	5市	19.2%
④ ない	1市	3.8%
⑤ 不明	1市	3.8%
計	26市	100.0%

江田島市

広島市



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

7 未加入者からの相談の回答としては、まずは町内会等管理者との話合いを持ちかけ、それでも不可の場合には代替手段として処理施設への持込みを案内する自治体が多くあった。

本市では、これに加えて許可業者への依頼を進めるが、高知市や三次市など一部の自治体においては、許可業者への依頼は未加入者にとって経済的負担が大きい、許可業者側が戸別収集を拒むなどの理由から勧めていないことがわかった。

なお、廿日市市においては、市道など官地へのごみステーション設置には事前に占用許可を取得させており、そのごみステーションにおいては、未加入者もごみが出せることを自治体として明言している。

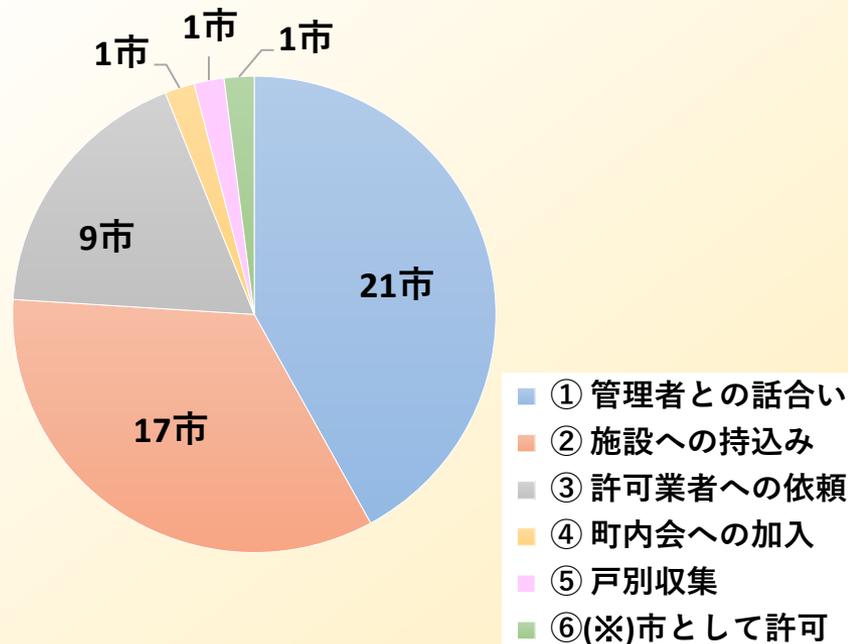
7 未加入者への案内（複数回答）

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
① 管理者との話合い	21市	42.0%
② 施設への持込み	17市	34.0%
③ 許可業者への依頼	9市	18.0%
④ 町内会への加入	1市	2.0%
⑤ 戸別収集	1市	2.0%
⑥(※)市として許可	1市	2.0%
計	50市	100.0%

江田島市
広島市
廿日市市

※戸別収集自治体（尼崎市）を除く。



(※) 公道又は官地設置に限る。

地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

8 一方で、町内会側の立場としてこの問題は重要視されていないように伺える。

その要因としては「未加入者を拒否することに明確な理由がないから。」と推察している。

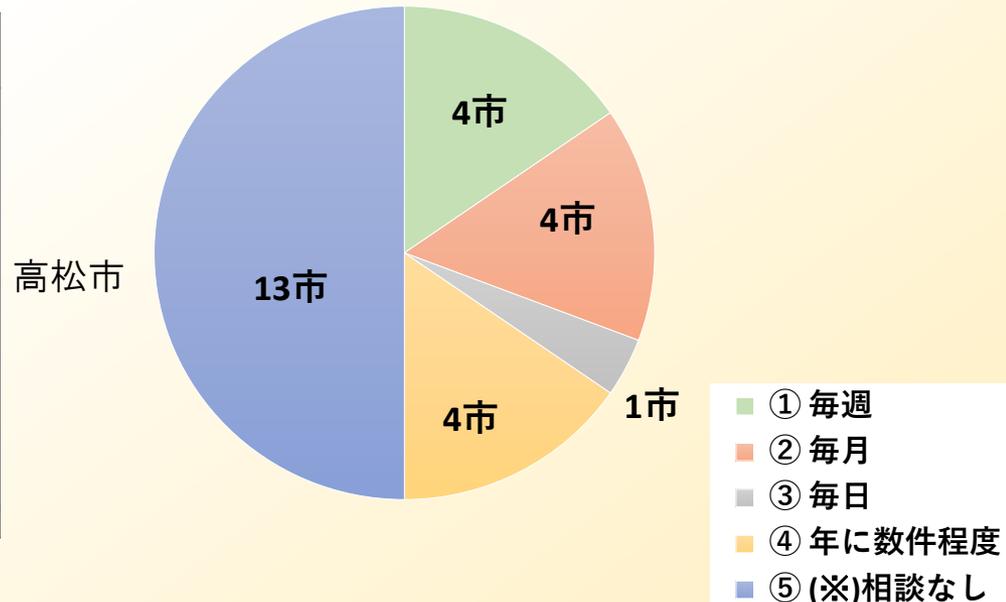
この問題の背景は「町内会脱会者の阻止」であり、ごみステーションの管理上に問題が生じていないこと、仮にごみの分別など問題があったとしても、その排出者が町内会未加入者であるとの確証が得られていないことなども考えられる。月に数件程度、本市に寄せられる不確定要素の多い町内会からのごみステーションに関する相談内容からしても、他市も同様であることと想定される。

8 町内会からの相談

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

※戸別収集自治体（尼崎市）を除く。

分類	数	割合
① 毎週	4市	15.4%
② 毎月	4市	15.4%
③ 毎日	1市	3.8%
④ 年に数件程度	4市	15.4%
⑤ (※)相談なし	13市	50.0%
計	26市	100.0%



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

9 町内会側から相談を受けている13自治体のうち、町内会脱会問題とは切り分けてごみステーション管理をルール化し、すべての地域住民が利用できるよう柔軟な対応を求めている自治体は約7割であり、その大半は県内自治体であった。

明石市、三次市の2市については、「あくまでも町内会と未加入者を含む利用者の問題である。」とした考えのもと、助言すら控えている。

中には、2022年の大阪高裁判決を持ち出し町内会を説得する自治体もあった。（松山市）

なお、岡崎市については、「一般廃棄物処理計画にてごみステーション方式を採用しているのみで、その利用者を制限する定めはない。」といった回答を行っているが、町内会側からの反発は非常に大きいとのことであった。

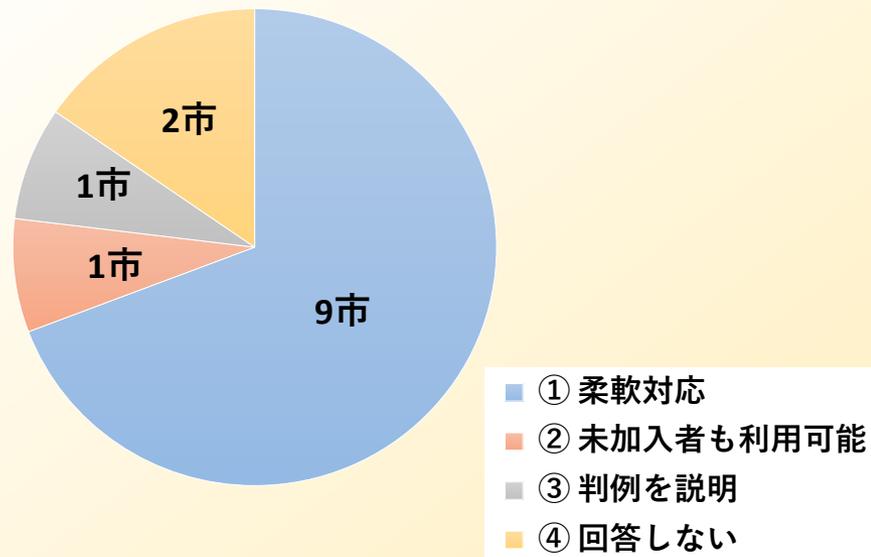
9 自治会（町内会）からの相談

※戸別収集のみ自治体（尼崎市）及び前問(※)相談なしの自治体を除く。

※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
① 柔軟対応	9市	69.2%
② 未加入者も利用可能	1市	7.7%
③ 判例を説明	1市	7.7%
④ 回答しない	2市	15.4%
計	13市	100.0%

岡崎市
松山市
明石市
三次市



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

10 前提として掲げられることは、町内会が管理するごみステーションの利用問題は民事であり、行政として深く介入できない。この観点からも、**行政として利用者を選別する町内会に対し指導は出来ないといった自治体が大半であった。**

特に考えていないといった自治体の中には「あくまでお願い」として町内会と対話するとした対応も見られた。

なお、安芸高田市の対応は例外のため、参考として記載する。

10 行政からの指導

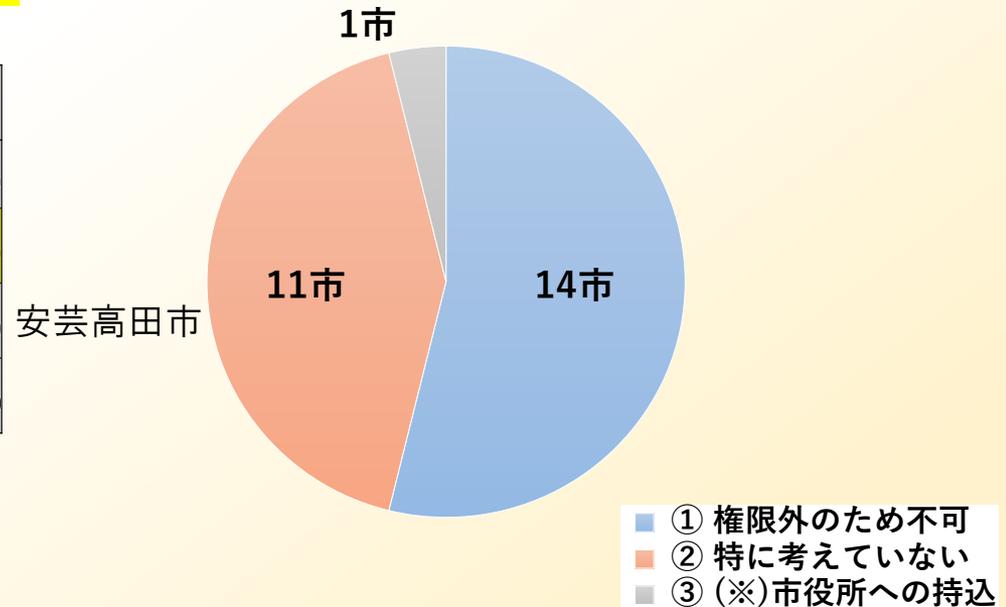
※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
① 権限外のため不可	14市	53.8%
② 特に考えていない	11市	42.3%
③ (※)市役所への持込	1市	3.8%
計	26市	100.0%

※ 単に町内会未加入といった理由ではなく特別な事情がある世帯と判断した場合のみ届出制により市役所のごみステーションを利用させている。

ただし、これについては積極的な周知は行っていない。

※戸別収集自治体（尼崎市）を除く。



地域のごみ出しに関する調査結果（実施：2024年（令和6年）5月）

11 まちづくり推進部門と問題を共有している自治体は2市のみであった。

東広島市においては、問題が生じれば、まちづくり推進部門の職員とともに相談対応していくとのことであった。

江田島市においては、廃棄物処理部門とまちづくり部門が同一の課が所管しており、単課で解決できるとのことであった。

また、本市同様この問題を重要視し解決に向けて検討している自治体は広島市のみであった。

（※）その他の自治体においては、

「問題視はしているが具体的に検討を考えていない。（高知市）」

「連携は必要と考えるが検討までに至っていない。（松江市）」

「そもそもまちづくりの問題であり所管の部門が考えるべき。（岡崎市、西宮市）」

「まちづくり部門がこの問題に前向きでない。（明石市）」といった回答であった。

11 まちづくり部門との連携

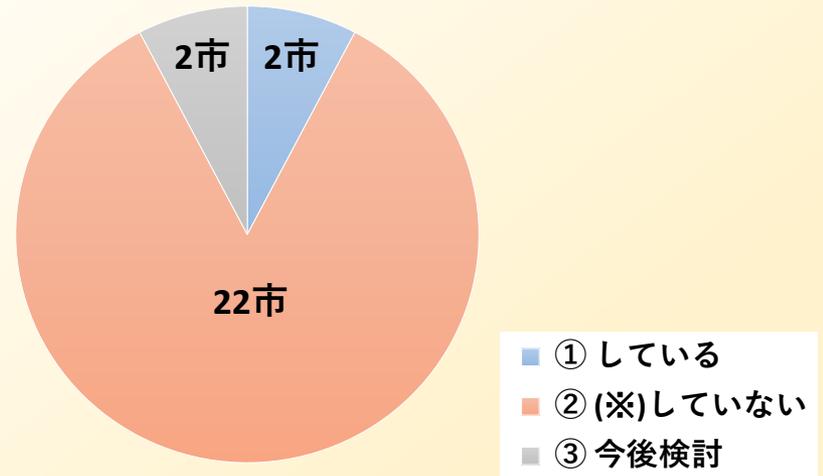
※ 網掛け部は本市内容と同類の回答

分類	数	割合
① している	2市	7.7%
② (※)していない	23市	88.5%
③ 今後検討	1市	3.8%
計	26	100.0%

東広島市
江田島市

広島市

※戸別収集自治体（尼崎市）を除く。



高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集
(2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

地域の衛生環境を良好に保つためには、

- ①ごみ集積所の設置、
- ②ごみ出し、
- ③ごみ集積所の維持管理

がそれぞれ適切に行われることが必要です。

そのための市民間の調整は従来、自治会（地域によっては区会、町内会等と呼ばれます）が担ってきました。しかし、全国的に自治会組織の加入率は低下傾向にあり、高齢化により役員のなり手不足や未加入者の増加等が深刻化するなど、従来通りの役割を果たすことが難しくなっていくことが予想されます。

ごみ集積所の歴史と形態

ごみ集積所の形態は、設置される地域や時代によって様々です。

複数世帯のごみを一定箇所にとめて出してもらい、定期的に収集する方法は、1964年の東京オリンピックの前後に始まりました。

それまでは各戸に据え置かれたごみ箱から収集作業員がごみを掻き出し、大八車に集めて運ぶなどしていましたが、車による収集を効率的に行うため、ごみをプラバケツに入れ、道路際にひとまとめに置く方法が導入されました。

しかしプラバケツは家に持ち帰ったり洗ったりする手間がかかるため、徐々にごみ袋に置き換わり、路上型の姿になりました。

高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集 (2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

ステーション収集の実施割合

日本の自治体が行っているごみの収集方式は大きく分けて2種類あります。複数の世帯で共同のごみ集積所(ごみステーション)を利用する「ステーション収集」と、利用者の玄関先からごみを収集する「戸別収集」です。私たちが2020年に全国の自治体を対象に行ったアンケート調査によると、回答自治体のうち、**ステーション収集のみ**を行っているのは**56%**、**高齢者のごみ出しを支援**する等の目的のために一部地域・世帯で戸別収集をしつつステーション収集を行っている(以下一部戸別収集)のは**35%**、そして**戸別収集のみ**が**8%**と、ほとんどの自治体がステーション収集をベースとした収集システムを選択しています。

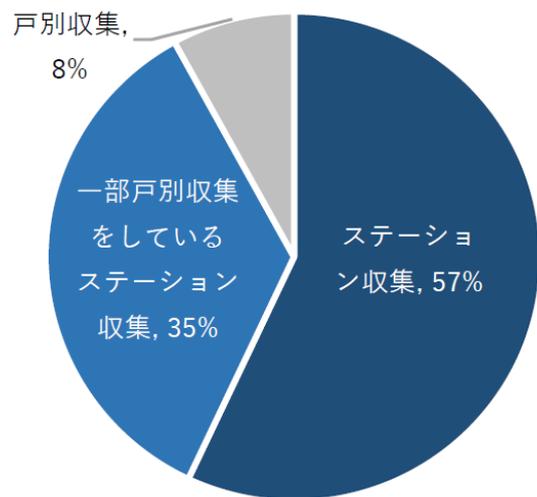


図2-1 日本の自治体における収集方式の割合(全国の自治体を対象としたアンケート調査,2020年,928自治体)

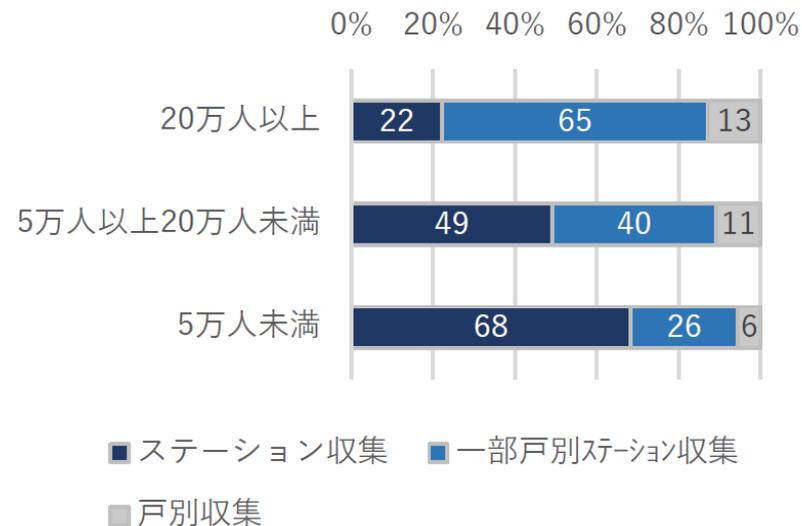


図2-2 人口規模別の収集方式の割合(全国の自治体を対象としたアンケート調査,2020年,928自治体)

高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集
 (2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

ごみステーション管理における関係主体の役割(1)

ステーション収集を良好に継続するためには、①ごみ集積所の設置、②ごみ出しと収集、③ごみ集積所の維持管理がそれぞれ適切に行われる必要があります。

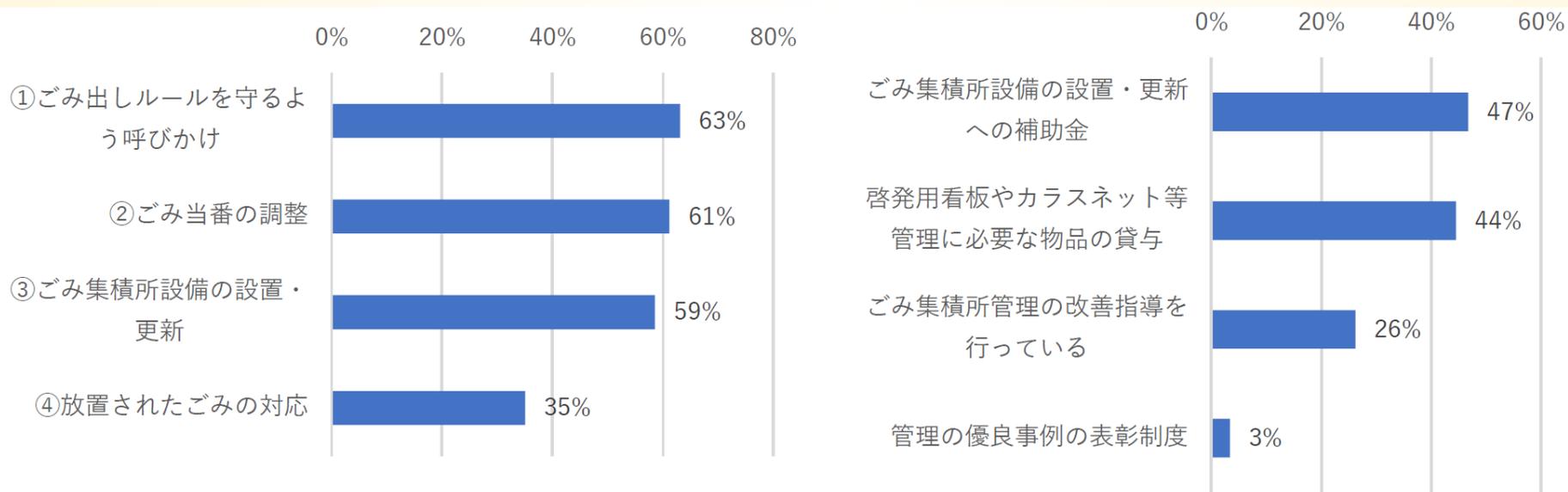
※ 想定されるステーション収集における利用者と行政の役割

	利用者の役割		自治体の役割
	自治会等の役割	個人の役割	
①ごみ集積所の設置	設置申請 ごみ集積所設備購入		ごみ集積所の設置許可 設備購入の補助
②ごみ出しと収集	ルール順守の呼びかけ	分別・排出日時を守ってごみ出し	ルールの設定と普及啓発 ごみ収集
③ごみ集積所の維持管理	ごみ当番等の調整 放置されたごみの対応 設備の改善	ごみ当番等による清掃	清掃支援 放置ごみの対応支援 改善指導・普及啓発等

高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集
 (2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

ごみステーション管理における関係主体の役割(2)

ごみ集積所の設置にあたっては、設置場所や設備内容について利用者同士で話し合う必要があります。そのため、自治会や利用者同士のグループ等が組織として設置申請や設備の購入を行います。利用者個人としての役割は、分別・排出日時等のルールを守ってごみ出しをすること、そしてごみ当番等の日々の清掃に参加することです。それらを円滑に行うための普及啓発や調整は、個人が有志で行うよりは組織として対応することが多いようです。



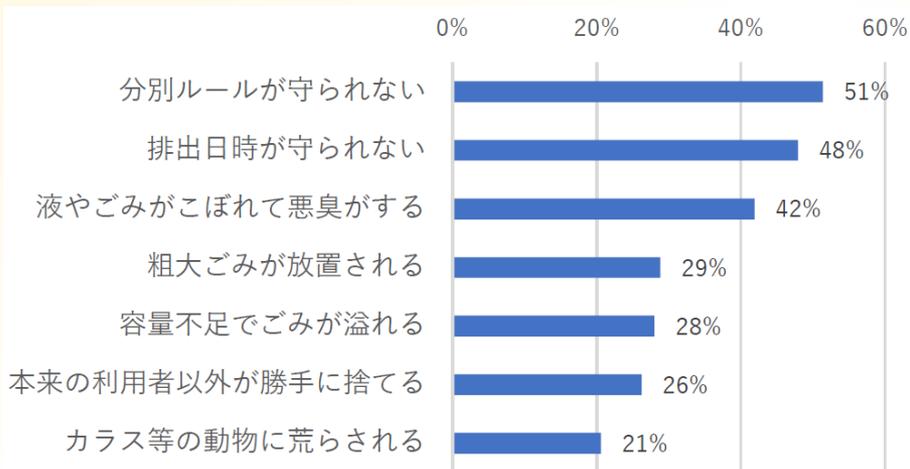
①ごみ集積所管理において自治会が果たす役割
 (2019 つくば市自治会長アンケート調査)

②ごみ集積所管理への自治体の支援
 (2020 全国自治体アンケート調査)

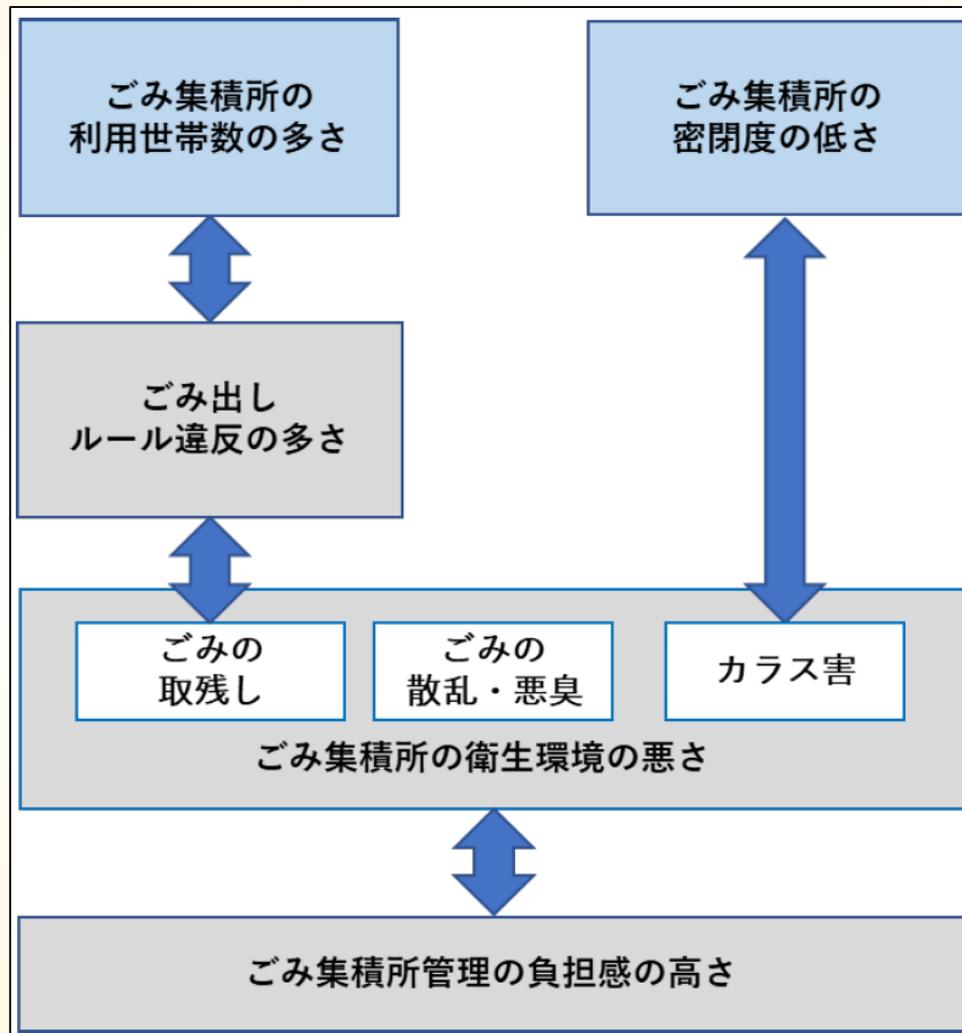
高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集
(2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

ごみステーションで発生しやすい問題

ごみ集積所では、様々な問題が発生します。
茨城県つくば市の自治会長を対象として
行ったアンケート調査では、
分別ルールが守られないという回答が**51%**、
排出日時が守られないという回答が**48%**
など、利用者のごみ出しルール違反に悩まされている状況がうかがえます。



①ごみ集積所で発生する問題
(2019 つくば市自治会長アンケート調査)



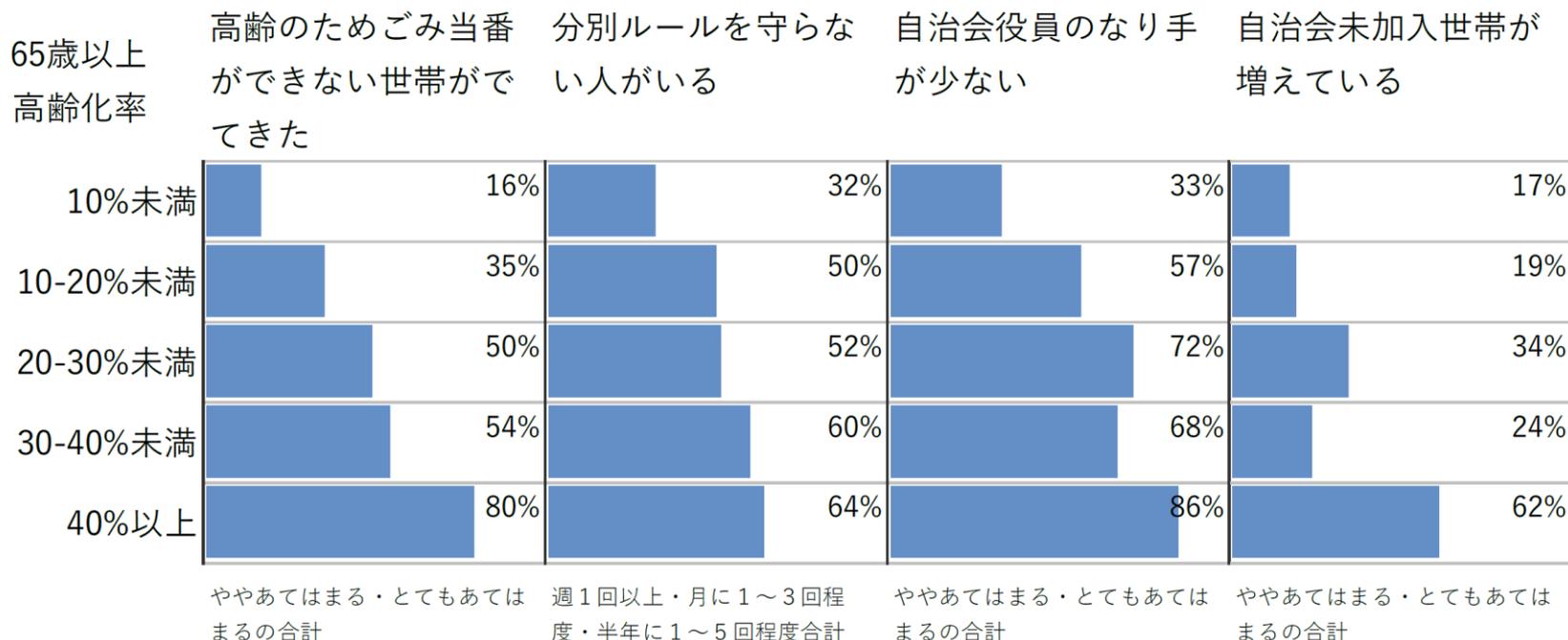
②ごみ集積所の問題間の関係

高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集
(2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

高齢化により懸念される影響

高齢化率が高い地域において、**ごみ分別を守れない人やごみ当番ができない人が増えてい**ました。また、**高齢化率が高い地域ほど自治会未加入者が増える**という問題も生じていました。

聞き取り調査では、その要因として、自治会の役員の仕事が果たせないという理由で退会を申し出る高齢者が増えていること、高齢者と入れ替わりで引っ越してきた若い世代が自治会に加入しないことなどが挙げられていました。自治会がごみ集積所で果たしている様々な役割への影響や、自治会未加入者のごみ出しをめぐるトラブルの増加などが心配されます。

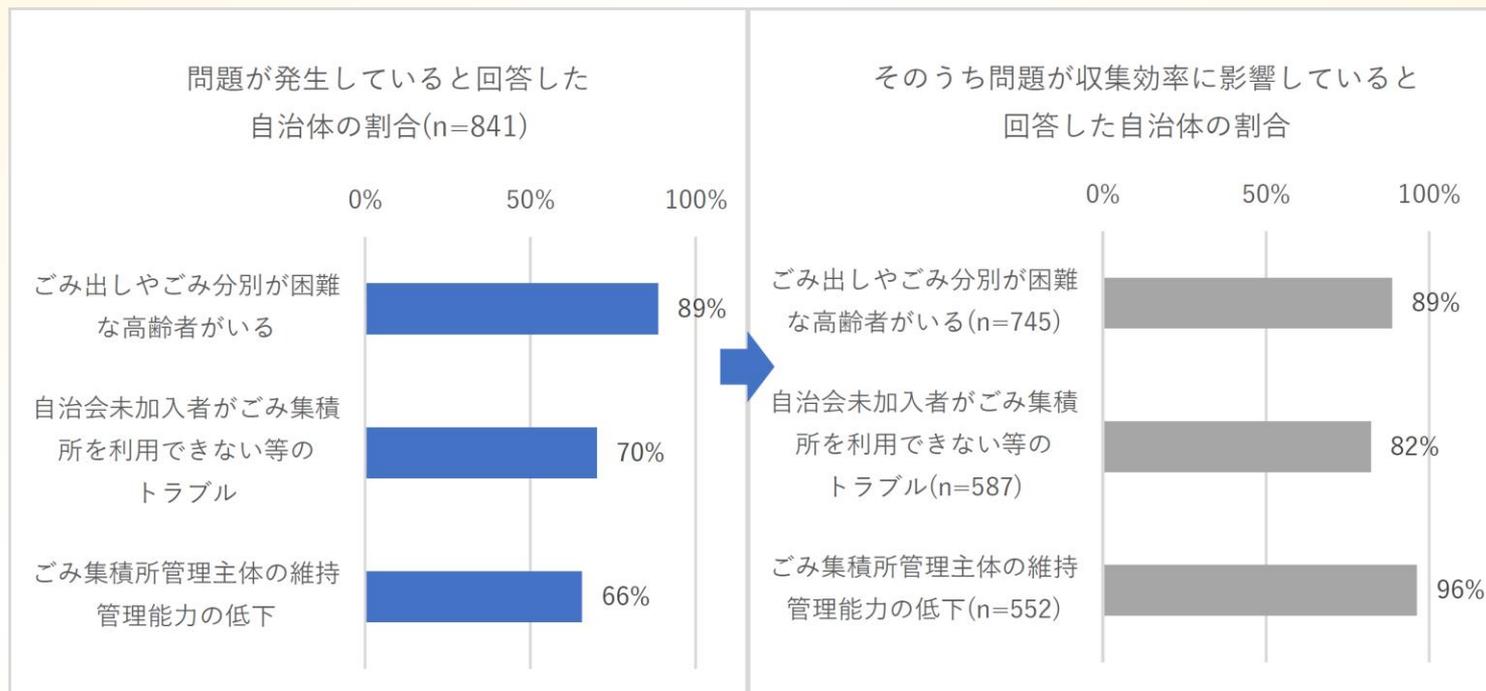


高齢化率とごみ当番ができない世帯・分別ルール違反・自治会の問題の関係

高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集 (2021年(令和3年)3月 国立環境研究所監修)

高齢化やコミュニティの弱体化が自治体のごみ収集に与える影響

ごみ出しやごみ分別が困難な高齢者がいる問題は9割近くの自治体で発生しており、次いで自治会未加入者がごみ集積所を利用できない等のトラブルや、ごみ集積所管理主体の維持管理能力の低下などの問題も7割近くの自治体で発生していました。問題が発生していると回答した自治体のうち、その問題が収集効率に影響を与えていると回答した自治体の割合はいずれの問題も8割以上で、収集効率の維持という面からもこれら**高齢化やコミュニティの弱体化の問題への対応が必要である**ことが示されました。



ごみ集積所における高齢化・コミュニティの弱体化に係る問題の発生と収集効率への影響